

亜硝酸態窒素の水質基準項目への追加等について（案）

1. 改正の趣旨

厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 25 年 3 月開催）において示された方向性に基づき、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 7 号の規定により、水質基準に関して食品安全委員会に意見を求め、その結果、食品安全委員会から回答のあった内容等を踏まえて、2 に掲げる省令について所要の改正を行う。

2. 改正案

（1）水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）

水道により供給される水の基準について、事項として亜硝酸態窒素を追加し、その基準として「0.04mg/L 以下であること。」とする。（表 1 参照）

（2）水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）

第 15 条（定期及び臨時の水質検査）において、亜硝酸態窒素について「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」と同様に水質検査が実施されるよう所要の改正を行う。

（3）水道施設の技術的基準を定める省令（平成 12 年厚生省令第 15 号）

別表第 1 に掲げる薬品基準について、事項として亜硝酸態窒素を追加し、その基準として、「0.004mg/L 以下であること。」とする。（表 1 参照）

別表第 2 に掲げる資機材材質基準について、事項として亜硝酸態窒素を追加し、その基準として、「0.004mg/L 以下であること。」とする。ただし、施行日時点で水道施設に現に設置されている資機材等については、当該水道施設の大規模の改造時までは、改正後の規定の適用を猶予することとする。（表 1 参照）

（4）給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 14 号）

別表第 1 に掲げる浸出等に関する基準について、事項として亜硝酸態窒素を追加し、その基準として、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準については「0.004mg/L 以下であること。」とし、給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準については「0.04mg/L 以下であること。」とする。（表 1 参照）

ただし、施行日時点で現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建設の工事が行われている建築物に設置されるものについては、当該給水装置の大規模の改造時までは、改正後の規定の適用を猶予することとする。

表1 亜硝酸態窒素に係る水質基準等の設定案

		基準案
水質基準		0.04 mg/L 以下であること
薬品基準		0.004 mg/L 以下であること
資機材材質基準		0.004 mg/L 以下であること
給水装置浸出性能基準	水栓その他末端給水用具	0.004 mg/L 以下であること
	末端以外の給水用具又は給水管	0.04 mg/L 以下であること

3. 施行予定日

平成 26 年 4 月 1 日

(参考資料)

第 14 回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 25 年 3 月）

資料 2 水質基準等の見直しについて

http://www.mhlw.go.jp/file.jsp?id=146434&name=2r9852000002y5ee_1.pdf

(PDF:445KB)

平成 25 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会（平成 25 年 6 月）

資料 1 亜硝酸態窒素に係る水質基準に関する省令等の改正について（案）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000036iag-att/2r98520000036iej.pdf>

(PDF:167KB)

第 482 回 食品安全委員会（平成 25 年 7 月）

資料 3-1 水道により供給される水の亜硝酸態窒素の水質基準改正に係る食品健康影響評価に関する審議結果について [PDF]

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/attachedFile/download?retrievalId=kai20130722sfc&fileId=310>